

令和5年度 Facebook を活用したインバウンド情報発信業務 企画提案募集要項

1 趣旨

英語圏、台湾・香港向けに Facebook を活用した熊本県の情報を発信し、海外から本県へのさらなる誘客を図るため、募集要項により広く業務実施に係る企画提案を募集し、委託候補者を選定するものです。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、提出された企画提案書の内容について書面審査を行い、総合的に優れた内容であると認めたと契約を締結します。

なお、契約については、選定された企画内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者の双方が合意するに至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部が変更となる場合があります。

3 事業の内容

(1) 委託契約期間

契約締結の日から令和6年(2024年)3月29日(金)まで

(2) 業務内容

別添「令和5年度 Facebook を活用したインバウンド情報発信業務仕様書」のとおり。

(3) 委託料上限額

3,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

4 連絡先

(公社)熊本県観光連盟 担当 邊(ピョン)

〒862-0950

熊本県熊本市中央区水前寺6-5-19

電話番号 096-382-2660

FAX 096-382-2663

E-MAIL byun-j@kumakanren.or.jp

5 参加資格

本業務実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている法人とします。

- (1) 日本国内に法人格を有する団体であり、(公社)熊本県観光連盟と緊密な連携体制が確保できる団体等であること。
- (2) 提案事項を十分理解し、適正に遂行できる能力を有する者。
- (3) 本業務と同種又は類似の観光関連業務に関する実績を有すること。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者ではないこと。

6 募集要項の配布

本募集要項は、（公社）熊本県観光連盟のホームページからダウンロードして入手できます。

7 企画提案の参加手続き等

業務委託事業者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類
参加表明書（様式1）1部
- (2) 受付期間
令和5年（2023年）5月11日（木）から5月17日（水）15時（日本時間）までとします。
- (3) 受付方法
電子メール又はFAXにより、「4連絡先」宛てに参加表明書（様式1）を提出してください。

8 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受付します。

- (1) 受付期間
令和5年（2023年）5月11日（木）から5月17日（水）15時（日本時間）までとします。
- (2) 受付方法
電子メール又はFAXにより、「4連絡先」宛てに質問票（様式2）を提出してください。
- (3) 回答方法
参加意思を事前に御連絡いただいた全ての者に対し、電子メール又はFAXにより回答を送付します。

9 企画提案の参加手続き

企画提案書の提出をもって企画提案への参加申込とします。

- (1) 提出物及び提出部数

提出物	部数	
ア 企画提案書（送付文）	1	・「様式3」により提出すること。
イ 企画提案書	4	・A4版とすること（任意様式）。 （記載内容） ・業務に係る実施方針、スケジュール及び具体的な企画提案

		<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務の実施体制 ・執筆、翻訳担当者における類似業務の受託実績
ウ 参考見積書	4	<ul style="list-style-type: none"> ・積算内訳を記入すること。
エ 参考資料	4	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体との間で類似業務実績を示す資料

(2) 提出期限

令和5年(2023年)5月23日(火)15時必着

(3) 提出方法

電子メール又は郵送により、「4連絡先」へ提出してください。

(4) 留意事項

- ① 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めません。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ② 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しません。
- ③ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ります。

1.0 選定方法

- (1) 提出された企画提案書については、別紙「評価基準」に基づき審査を行い、委託候補者を選定します。また、参加者が1者だった場合は、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断します。
- (2) 審査に当たっては、提出された企画提案書等の書類審査により行います。
- (3) 次のいずれかにかが該当するときは、選定の対象から除外します。
 - ① 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。
 - ② 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ③ その他、委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

1.1 審査結果

審査の結果については、全ての提案者に書面で通知します。

1.2 契約の方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、(公社)熊本県観光連盟と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。
- (2) 別添「仕様書」は、当該業務の最低水準を示すものです。したがって、委託候補者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、(公社)熊本県観光連盟と委託候補者との協議等の結果に基づき、業務の内容が追加され、又は修正される場合があります。
- (3) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。
- (4) 委託候補者との契約の締結は、5月下旬の予定です。

1 3 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがあります。